

審 査 基 準

平成17年1月19日作成

法 令 名 : 質屋営業法 (3 - 6)
根 拠 条 項 : 第28条第3項第1号
処 分 の 概 要 : 質契約の終了行為者の承認
原権者(委任先) : 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め : 質屋営業法第4条第3項(営業内容の変更) 第9条第2項(許可証の返納) 第28条第6項(質置主の保護) 質屋営業法施行規則第1条(申請及び届出の一般的手続) 第10条(死亡の届出) 第14条の2(許可証の返納)
審 査 基 準 : 質契約を終了させるために必要な行為を行う者が、質置主の保護の観点から不 適当でないと思われる者であるときに承認する。
標 準 処 理 期 間 : 25日
申 請 先 : 営業所の所在地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係 (電話 043-201-0110)
備 考 :